

第6次佐倉市障害者計画における基本施策 進捗管理シート

参考資料1
 第1回障害者計画等策定懇話会
 令和5年8月9日(水)

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定(今後の方向性や実施方針)
1	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害のある人とならない人の交流機会の創出	障害のある人とならない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。	すべての部会	令和3年12月に「みんなで知ろう!バラスポーツ」を開催し、バラスポーツの体験を通して交流の場を創出しました。	令和4年12月に「みんなで知ろう!バラスポーツ!2022」を開催し、バラスポーツの体験や東京パラリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。	・障害者週間にバラスポーツ等を体験できるイベントを開催します。 ・障害者週間等の機会を活用し、障害のある人もない人も共に参加できるイベントを通して理解促進を図ります。
2	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害者週間に活用した啓発事業の実施	引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための講演会等を、障害者週間に実施します。また、市広報などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。	すべての部会	令和3年12月に開催した「みんなで知ろう!バラスポーツ」において、佐倉市障がい者団体連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動を展示し、障害理解の促進を図りました。	・令和4年12月開催の「みんなで知ろう!バラスポーツ!2022」にて、佐倉市障がい者団体等連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動紹介や、就労事業所の製作品の販売を通して、障害理解に関する啓発を図りました。 ・佐倉産業大博覧会にて障害福祉に関するブースを出展し、来場者へ障害福祉の仕事の紹介等を実施しました。	・障害者週間にバラスポーツ等を体験できるイベントを開催します。バラスポーツの体験以外にも理解促進のための取組を併せて実施します。 ・障害者週間以外にも、佐倉産業大博覧会において、来場者へ障害理解促進となる啓発事業を実施します。
3	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	ピアサポートを活用した講座の実施	障害のある人や家族に向けてピアサポーターを講師とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります	すべての部会	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	ピアサポーター等の協力を得ながら講座の開催を継続し、より効果的な障害の理解促進を進めます。
4	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	差別解消に向けた取組の実施	障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。	啓発・権利擁護	佐倉市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、令和4年度以降の市の取り組みについて協議を行いました。	・改正障害者差別解消法の認知度を把握するため、事業者へのアンケート調査を実施しました。 ・民間事業者の研修に、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害理解の促進に努めました。	改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者や市民へ広く周知を図り、法の認知度の向上や事業者の差別解消にかかる取組を支援・推進します。
5	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく制度の利用促進に向けた取組の実施	成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実を図ります。	啓発・権利擁護	・相談支援事業所連絡会に、成年後見支援センターに参加いただき、成年後見制度に係る情報交換を実施しました。 ・同センターが「施設利用者の財産管理や権利擁護について」の研修を障害福祉事業所の職員を対象に実施しました。	・佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく、地域連携ネットワークづくりの研修について相談支援事業所に情報提供を行いました。 ・成年後見支援センターにて、必要に応じて個別訪問等により制度説明を行うなど対応の充実にも努めています。	・制度の必要性の理解を深めるため、当事者団体等へアンケートを実施する等により、制度に関して不安な点等について意見聴取し、制度を理解をする機会を作ります。 ・障害福祉事業所の従事者が参加できる研修について、広く情報提供を行います。
6	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	障害者虐待防止への取組の推進	虐待の予防と早期発見を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。	啓発・権利擁護	虐待通報を受けて迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、重大かつ緊急性が高く、すぐ分離が必要なケースはありませんでした。	虐待通報を受けた際は、関係機関と連携し迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、必要に応じて再発防止計画を作成し、その進捗等について確認しました。	・被虐待者及び虐待者に対し、必要な支援を行うとともに、関係者と連携しながら虐待再発防止に努めます。 ・市ホームページを活用し、障害者虐待防止法の理解促進を図ります。
7	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	福祉体験学習の取組実施支援	児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成(交流及び共同学習)を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。	すべての部会	福祉体験学習の実施にあたり、実施を支援した実績はありませんでした。	人権尊重のまちづくりデリバリー事業において、東京2020パラリンピック入賞者を講師として、市内小学校にて障害についての福祉学習を実施しました。	・人権尊重のまちづくりデリバリー事業と連携し、小中学校で障害がある人との交流がある学習機会の創出を支援します。 ・福祉学習の推進のため、子ども向けサポートブックの活用について、学校や関係機関に協議を行います。
8	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	障害を理解するためのデリバリー講座の実施	専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリー講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。	すべての部会	デリバリー講座の実施はありませんでした。	民間事業者の福祉に関する研修において、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害の理解の促進に努めました。	・民間事業者の福祉に関する研修の機会等を通じて、障害者差別解消法の周知や、障害理解の促進を進めます。
9	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	児童に向けたわかりやすいパンフレットの作成	小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。	啓発・権利擁護	総合支援協議会(啓発・権利擁護部会)により、「子ども向けサポートブック(第2版)」を作成しました。	・令和3年度に作成した「子ども向けサポートブック(第2版)」を小学校の福祉教育の教材として使用してもらえようとして市内小学校へ協議を行いました。 ・社会福祉協議会がコーディネートして実施している、小学校での福祉教育において、「子ども向けサポートブック(第2版)」の一部を配布しました。(2校)	・福祉学習の推進のため、「子ども向けサポートブック(第2版)」の活用について、学校に協議を行います。 ・「子ども向けサポートブック(第2版)」活用以外にも、福祉教育の推進を図るため教育委員会等と協議を実施します。

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定(今後の方向性や実施方針)
10	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	相談支援体制ネットワークの構築	委託相談支援事業所連絡会の定期的な開催や、関係機関連絡会との情報共有により、障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりに取り組み、相談体制の充実を図ります。	生活支援	相談支援事業所連絡会を8回開催し、課題についての共有、検討、情報交換等を行いました。	相談支援事業所連絡会を9回開催し、各事業所の対応ケースの情報共有や、佐倉市産業大博覧会への出展内容の協議等により、相談体制の充実を図りました。	引き続き、連絡会を開催し事業所間の密なネットワークづくりに努めます。
11	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	地域生活を支える基盤づくりの推進	緊急時や親亡き後の障害のある人の生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備を進めます。あわせて、重度障害のある人の地域生活を可能とする住まいについて研究し、基盤づくりを推進します。	生活支援 精神	令和3年度に「日中サービス支援型共同生活援助」が1カ所開所しました。	令和3年度に開所した日中サービス支援型開所後の運営について、事業者が市へ報告を行い、総合支援協議会にて報告し、委員からの評価を通じて、サービスの質の向上に努めました。	地域生活支援拠点の機能強化のための取組を検討します。
12	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	人材確保の仕組みづくり	教育現場や障害福祉施設等と協力し、学生等の幅広い福祉活動への参加を支援し、働くことへの関心が高まるよう努めます。また、当事者家族を含め障害を理解する市民が障害のある人の支援活動に参加できるよう関係機関と連携し検討します。	就労支援 精神	福祉活動への参加支援や人材確保のための取組は実施できませんでした。	・障害福祉サービスガイドブックを、市ホームページに公開し、当事者団体や障害福祉サービス事業所の活動について、周知しました。 ・佐倉産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図りました。	・産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図ります。 ・障害福祉サービスガイドブックや市ホームページにおいて、当事者団体の取り組みを掲載し、支援活動を周知します。
13	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	障害特性に合わせた避難マニュアルの検討整備	様々な困難が予想される避難所での生活に備え、障害のある人が障害特性に合わせた支援を受けられるよう、自ら必要な支援を発信できる仕組みや事前の準備、確認事項を整理できるマニュアルの導入を進め、災害時における情報保障、コミュニケーション保障を含めた支援の提供に配慮します。	生活支援	・生活支援部会内に「医療的ケア児者の災害対策検討部会」を立ち上げ、モデルケースによる避難訓練の実施や避難行動マニュアルの整備を目指した取り組みを開始しました。 ・障害者週間におけるイベントにおいて、ヘルプマークの臨時交付窓口を開設しました。	佐倉地区の医療的ケア児にモデルケースとなってもらい、障害児サービスの計画作成に関わる相談支援専門員が避難支援個別計画を作成。その後、民生委員や生活支援コーディネーターの協力を得ながら、モデルケースの自主防災組織や広域避難所である小学校と調整し、11月に避難訓練を実施し、課題の洗い出しを行いました。そしてその課題や対応策をとりまとめた提言書(案)を作成し、3月9日生活支援部会にて上会への提言書提出が承認されました。	・昨年度実施した避難訓練の経験に基づき、個別避難計画第1号を作成します。またその計画をモデルとし、市独自の計画様式やマニュアルの作成を進めます。 ・昨年度に引き続き医療的ケア児の避難訓練の実施を検討し、個別避難計画作成における課題や対応策の洗い出しを行います。
14	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	支援を必要とする障害のある方の実態把握	災害時における安否確認の手段や避難支援についての検討を行うため、避難行動要支援者名簿に登録されている支援を必要とする障害のある人の実態把握をして、自治会や防災組織、地区社協等と連携し、対応できるように努めます。	生活支援	避難行動要支援者名簿の更新作業を行いました。	・関係部局を集めた医療的ケア児者の災害対策検討部会を7回、地域の自主防災組織との検討会を3回開催し、災害時でも生活を継続させるために必要な支援等について協議を行いました。	・関係部局と連携し、災害時要援護者等対策検討部会に参画し、障害のある方の避難支援について検討を進めます。 ・市内医療的ケア児者名簿の更新を行い、実態把握に努めます。 ・関係機関や当事者で構成する「医療的ケア児者の災害対策検討部会」を開催し、必要な支援を検討します。
15	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	感染症流行下のサービス提供の継続	新型コロナウイルス感染症流行下において、障害福祉サービスの利用者が引き続きサービスを受けられるよう、事業所に対しての支援を行います。また、「佐倉市新型コロナウイルス等対策行動計画」等に沿った感染症等に対する正しい知識の周知・啓発を行い、予防策の実践による感染症のまん延予防に努めます。		新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金を交付し、事業所の感染対策を行い、事業所の感染対策を支援しました。	・新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金を交付し、事業所の感染対策を支援しました。 ・新型コロナウイルスの感染者が発生した際、抗原検査キット、マスク等の衛生資材を配布しました。	今後の感染状況等に応じて、適切な支援の実施を検討します。
16	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	ライフサポートファイルの活用手順の検討	様々なライフステージの変化に対応した支援を継続して行えるよう、ライフサポートファイルの活用手順を整理し、関係機関との連携した支援につなげます。	療育支援・ 教育	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載についての検討を行いました。	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載を行いました。	ライフサポートファイルの活用の促進を図るため、認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明等を実施します。
17	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	療育支援コーディネーターによる支援の継続	年齢・発達等に応じた相談支援の充実及び、医療機関や保育施設等の関係機関との連携を強化するため、療育支援コーディネーターによる支援を継続します。	療育支援・ 教育	療育支援コーディネーターを配置し、障害児等がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように医療・福祉・教育等関連機関との調整を行い支援しました。	療育支援コーディネーターを基幹相談支援事業所に配置し、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように、障害児の保護者からの相談を受けて、医療・福祉・教育等の関連機関との調整等の支援を実施しました。	引き続き、療育支援コーディネーター事業を実施し、関連機関の連携強化を図り支援を継続します。

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定(今後の方向性や実施方針)
18	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	医療的ケア児の支援に関する協議の実施	医療的ケア児支援のために、家族、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため療育・教育支援部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」での協議を維持し、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制を構築していきます。併せて身近で支える家族へのレスパイトケアや相談などの家族支援に関する協議も継続していきます。	療育支援・教育	新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、療育支援・教育部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」を開催することができませんでした。	「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」を開催し、今後の進め方について協議を行い、医療的ケア児等の名簿の作成、アンケート調査票の作成を行いました。	医療的ケア児等の現状や課題・ニーズ等の把握に向けたアンケート調査を行い、「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」において支援策や支援体制の方向性について検討を進めます。
19	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	産業界と福祉分野の連携強化	障害のある人の就労促進や定着支援のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、産業界と福祉分野の連携について検討を進めます。	就労支援	さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業2社が表彰されました。 ・(株)アジクラキューブ ・(株)さくられんこん	・さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業2社が表彰されました。 (株式会社arp 紘はりきゅう接骨院/株式会社ACM) ・就労支援部会(作業部会長及び事務局)にて、市内工業団地企業を1件見学しました。	企業と事業所がそれぞれ見学会を行い、両者が相互の理解を深めることにより、施設外就労や企業への一般就労へと結び付けていきます。
20	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	障害者就労施設の受注拡大に向けた仕組みづくり	引き続き、障害者優先調達法に基づき、物品等の発注を推進しつつ、更なる障害者就労施設の受注拡大に向け、関係機関との連携により、作業内容や工程、料金体系を見える化し、発注に必要な情報を効果的に発信する等、民間からの受注拡大に向けた仕組みづくりの構築を進めます。	就労支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により作業部会を開催することができませんでした。 ・イベント等が激減し、発注依頼が減少しました。	市役所内で発注可能な案件を検討し、1円玉募金の袋の作成や新図書館「夢咲くら館」入り口花壇整備等、新規の優先調達案件の推進を図りました。	事業所の作業内容と関係機関の発注とのマッチング調査を行い、受注拡大に努めます。また、優先調達用事業所パンフレットを作成し、受注拡大に向けて庁内等に周知します。
21	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	農業従事者と福祉分野の連携強化	農業従事者との連携を今後も継続し、イベントを通じた商品販売の場を設け、ユニバーサル農業の充実にも努めます。また、地域の催し物への参加等が、関係団体の協力を得て広く活動していくことにより、事業の普及・啓発に努めます。	就労支援	産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所での商品を知っていただく機会を創出しました。(10店舗出店)	佐倉産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所の商品・取り組みを知っていただく機会を創出しました。(8店舗出店)	引き続き、産業大博覧会の出店等の機会を通じ、ユニバーサル農業の取り組みについて周知してまいります。 ・農業分野との連携による、新たな事業の検討を進めます。
22	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	8 障害のある人の活動支援の促進	交流活動や余暇活動への参加支援、活動団体の把握	障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う市内団体の情報を把握し、情報提供を行うことで、活動への参加を支援します。また、スポーツイベントや文化展を開催し、交流と社会参加を促進します。	すべての部会	・令和3年12月に「みんなで知ろう!バラスポーツ!」を開催し、障害のある人の社会参加を促し、参加者間の交流が図られました。 ・障害のある人が参加可能なスポーツ等を行う市内団体などの情報把握や市民への情報提供に向けた活動は実施できませんでした。	・令和4年12月に「みんなで知ろう!バラスポーツ!2022」を開催し、バラスポーツの体験や東京パラリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。 ・令和4年10月に障害者作品展を開催し、障害のある方の文化的活動の場の確保と、社会参加の促進を進めました。	・障害者作品展の開催や、バラスポーツのイベントを実施し、障害者の社会活動への参加を促します。 ・市ホームページの情報掲載に向けた取組を行います。 (障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う団体等の情報収集)
23	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	8 障害のある人の活動支援の促進	ともに活動できる場の創出、移動手段と支援の確保	重度障害のある人の移動手段の確保策の1つとして、タクシー利用助成等の社会参加支援事業を継続します。また、障害種別に関わらず外出時に支援の必要な方へ、引き続き移動支援サービスの提供を行います。さらに、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に準拠して、ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。	すべての部会	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。 (交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり) (交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり)	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。 (交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり) ・佐倉市障がい者団体等連絡会の「まちなか点検会」の活動を市イベントで紹介するなど、啓発を図りました。	・タクシー利用時の助成事業を、継続します。 ・障がい者団体等連絡会と連携し、安全な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。

参考資料2

第1回障害者計画等策定懇話会
令和5年8月9日(水)

第6期佐倉市障害福祉計画 成果指標及び活動指標の実績

No.	成果目標	活動指標	目標値	目標値の説明	実績値 (R3年度末)	実績値 (R4年度末)	実績値 (R5年度末)
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 施設入所からの地域生活移行者数	8人	令和元年度末の施設入所者 122人×6%	0人	2人	
		2 施設入所者数の削減	3人	令和元年度末の施設入所者 122人×1.6%の2人を超える数値	0人	2人	
		3 重度の障害のある人への支援を可能とするグループホーム(日中サービス支援型)の整備	1箇所	—	1箇所	1箇所	
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年	—	1回	4回	
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	1 地域生活支援拠点の整備	1箇所	—	1箇所	1箇所	
		2 【面的整備】相談体制	5箇所	—	4箇所	4箇所	
		3 【面的整備】短期入所(緊急枠・体験枠)	2箇所	—	2箇所	2箇所	
		4 【面的整備】グループホーム(緊急枠・体験枠)	2箇所	—	2箇所	2箇所	
		1 一般就労への移行者数	46人	令和元年度の一般就労への移行実績 36人×1.27	29人	42人	
		2 就労移行支援	29人	令和元年度の一般就労への移行実績 22人×1.30	22人	30人	

No.	成果目標	活動指標	目標値	目標値の説明	実績値 (R3年度末)	実績値 (R4年度末)	実績値 (R5年度末)
4	福祉施設から一般就労への移行等	3 就労継続支援A型	12人	令和元年度の一般就労への移行実績 9人×1.26	3人	8人	
		4 就労継続支援B型	7人	令和元年度の一般就労への移行実績 5人×1.23	2人	4人	
		5 就労定着支援利用者	7割以上	令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合	13%	26%	
		6 就労定着支援の就労定着率	7割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	95%	93%	
5	障害児支援の提供体制の整備等	1 児童発達支援センター、保育所等訪問支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制の維持	—	—	児発センター:1 保育所等訪問:3 重症児発:3 重症放課後:3	児発センター:1 保育所等訪問:3 重症児発:3 重症放課後:3	
		2 医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を引き続き設置します。	—	—	設置済 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。	設置済 (1回開催)	
6	相談支援体制の充実・強化等	1 市内相談支援事業所との連絡会の開催回数	8回	—	8回	9回	

参考資料 3

第 1 回障害者計画等策定懇話会
令和 5 年 8 月 9 日（水）

第 6 期佐倉市障害福祉計画 サービスの見込量と確保量

ア 訪問系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第 5 期			第 6 期		
			平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度
居宅介 護	延時間 ／月	計画値	3,360	3,629	3,920	4,142	4,218	4,313
		実績値	3,567	3,809	3,699	3,992	3,892	-
	実人数 ／月	計画値	219	237	256	218	222	227
		実績値	209	215	194	204	224	-
重度訪 問介護	延時間 ／月	計画値	76	96	116	550	550	550
		実績値	402	540	1,071	1,182	1,238	-
	実人数 ／月	計画値	3	4	5	3	3	3
		実績値	3	3	4	3	3	-
同行援 護	延時間 ／月	計画値	588	647	712	700	728	756
		実績値	609	662	430	502	542	-
	実人数 ／月	計画値	28	31	34	25	26	27
		実績値	23	24	21	24	22	-
行動援 護	延時間 ／月	計画値	138	145	152	150	150	150
		実績値	177	147	128	147	119	-
	実人数 ／月	計画値	7	7	7	8	8	8
		実績値	8	8	4	6	7	-
重度障 害者等 包括支 援	延時間 ／月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	-
	実人数 ／月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	-

イ 日中活動系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度
生活介 護	延日数 ／月	計画値	5,938	6,235	6,547	5,720	5,737	5,754
		実績値	5,727	5,698	5,829	5,951	5,958	-
	実人数 ／月	計画値	299	314	329	299	304	309
		実績値	297	296	304	308	309	-
自立訓 練 (機能 訓練)	延日数 ／月	計画値	20	30	40	40	40	40
		実績値	29	27	11	10	11	-
	実人数 ／月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	1	1	1	1	-
自立訓 練 (生活 訓練)	延日数 ／月	計画値	204	214	225	200	200	200
		実績値	220	197	227	201	170	-
	実人数 ／月	計画値	19	20	21	19	19	19
		実績値	24	19	19	20	18	-
就労移 行支援	延日数 ／月	計画値	950	993	1,037	1,033	1,082	1,131
		実績値	758	984	1,030	992	1,157	-
	実人数 ／月	計画値	57	60	63	63	66	69
		実績値	47	60	57	61	70	-

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
就労継続支援 A型	延日数 ／月	計画値	675	709	744	954	988	1,024
		実績値	960	953	1,052	1,136	1,453	-
	実人数 ／月	計画値	38	40	42	53	55	57
		実績値	53	53	60	61	80	-
就労継続支援 B型	延日数 ／月	計画値	3,380	3,515	3,656	3,613	3,693	3,774
		実績値	3,304	3,574	3,416	3,727	4,092	-
	実人数 ／月	計画値	220	228	237	230	239	249
		実績値	209	225	220	231	257	-
就労定着支援	実人数 ／月	計画値	6	8	10	28	30	31
		実績値	11	27	30	35	39	-
療養介護	延日数 ／月	計画値	365	366	365	365	365	365
		実績値	338	343	368	430	536	-
	実人数 ／月	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	11	11	12	14	18	-
短期入所 (福祉型)	延日数 ／月	計画値	449	471	495	490	490	490
		実績値	538	489	354	262	266	-
	実人数 ／月	計画値	50	52	55	47	47	47
		実績値	50	47	19	17	20	-
短期入所 (医療型)	延日数 ／月	計画値	21	23	25	27	27	27
		実績値	17	27	19	23	16	-
	実人数 ／月	計画値	5	6	7	6	6	6
		実績値	4	6	4	5	3	-

ウ 居住系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
自立生活 援助	実人数/月	計画値	2	2	3	1	1	1
		実績値	1	1	0	0	0	-
共同生活 援助	実人数/月	計画値	80	90	98	136	143	149
		実績値	102	125	139	172	203	-
施設入所 支援	実人数/月	計画値	118	117	116	121	120	119
		実績値	122	122	121	123	122	-
宿泊型自 立訓練	実人数/月	計画値	2	2	2	6	6	6
		実績値	3	6	7	2	1	-
精神障害 者の自立 生活援助	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	0	0	-
精神障害 者の共同 生活援助	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	57	75	-

エ 相談支援サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
計画相談 支援	実人数/月	計画値	64	67	70	113	120	128
		実績値	100	108	109	131	137	-
地域移行 支援	実人数/月	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	0	-
地域定着 支援	実人数/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	-
精神障害 者の地域 移行支援	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	1	0	-
精神障害 者の地域 定着支援	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	0	0	-

② 地域生活支援事業

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期			
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	
理解促進研修・ 啓発事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
自発的活動支援 事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
相談支援事業	障害者相談支 援事業	箇所	計画値	4	4	4	4	4	5
		実績値	4	4	4	4	4	-	
	基幹相談支援 センター	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	2	-	
	療育支援コー ディネーター	(設置数) 人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1	-	
	相談支援機能 強化事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	-
	住宅入居等支 援事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	-
	佐倉市障害者総 合支援協議会	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	-
成年後見制度利 用支援事業	(延利用 者数) 人	計画値	6	6	6	8	10	12	
		実績値	2	6	7	8	11	-	
成年後見制度法 人後見支援事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
意思疎通支 援事業	手話通訳者 設置事業	(設置数) 人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	2	-	
	(延利用 者数) 人	計画値	230	230	230	230	230	230	
		実績値	231	195	382	387	517	-	
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	(延利用 者数) 人	計画値	400	400	400	400	400	400	
		実績値	444	413	449	504	679	-	
手話奉仕員養成 研修事業	(登録 者数) 人	計画値	20	20	20	20	20	20	
		実績値	15	21	9	17	10	-	

活動指標			第5期			第6期			
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	
日常生活用具給付等事業	介護・ 訓練支 援用具	件	計画値	15	15	15	15	15	15
			実績値	20	7	7	5	8	-
	自立生 活支援 用具	件	計画値	20	20	20	20	20	20
			実績値	23	14	9	8	12	-
	在宅療 養等支 援用具	件	計画値	20	20	20	20	20	20
			実績値	10	19	16	24	14	-
	情報・ 意思疎 通支援 用具	件	計画値	60	60	60	90	90	90
			実績値	80	91	71	74	90	-
	排泄管 理支援 用具	件	計画値	3,692	3,839	3,993	4,046	4,147	4,250
			実績値	3,748	3,854	4,146	4,294	4,275	-
居宅生 活動作 補助用 具	件	計画値	4	4	4	4	4	4	
		実績値	6	1	2	1	3	-	
移動支援 事業	(延時間 数) 時間	計画値	5,230	5,492	5,766	5,018	5,118	5,220	
		実績値	4,295	4,920	3,730	4,042	3,063	-	
	(実利用 者数) 人	計画値	95	100	105	100	105	110	
		実績値	84	89	66	63	67	-	
地域活動支援センター	市内	(事業所 数) 箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	2	2	2	-
		(実利用 者数) 人	計画値	30	30	30	30	30	30
			実績値	23	31	29	29	34	-
	市外	(事業所 数) 箇所	計画値	5	5	5	6	6	6
			実績値	4	6	5	5	4	-
		(実利用 者数) 人	計画値	20	20	20	20	20	20
			実績値	8	14	14	12	9	-
	合計	(事業所 数) 箇所	計画値	7	7	7	8	8	8
			実績値	6	8	7	7	6	-
		(実利用 者数) 人	計画値	50	50	50	50	50	50
			実績値	31	45	43	41	43	-

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
障害者 一時介 護事業	(延時 間数) 時間	計画値	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
		実績値	2,277	2,644	1,624	1,406	1,585	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	64	64	64	64	64	64
		実績値	53	60	39	30	27	-
日中日 帰りシ ョート ステイ 事業	(延日 数) 日	計画値	1,486	1,560	1,639	1,600	1,600	1,600
		実績値	1,588	1,524	1,302	1,469	1,204	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	66	69	73	60	60	60
		実績値	57	59	51	55	41	-
特別支 援学校 生等日 中活動 体験事 業	(延日 数) 日	計画値	350	350	350	350	350	350
		実績値	267	343	115	281	274	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	35	35	35	35	35	35
		実績値	25	34	20	29	37	-
移動入 浴サー ビス事 業	(延日 数) 日	計画値	180	180	180	180	180	180
		実績値	143	180	196	195	138	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	4	4	4	4	4	-

(2) 児童福祉法によるサービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
児童発達支援	延日数 /月	計画値	484	504	524	750	750	750
		実績値	606	727	818	1,024	1,102	-
	実人数 /月	計画値	90	92	94	120	120	120
		実績値	106	114	118	145	182	-
医療型 児童発達支援	延日数 /月	計画値	14	16	18	4	4	4
		実績値	5	0	0	0	0	-
	実人数 /月	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	1	0	0	0	0	-
居宅訪問型 児童発達支援	延日数 /月	計画値	3	4	5	2	2	2
		実績値	0	0	0	1	2	-
	実人数 /月	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	0	0	0	1	1	-
放課後 等デイ サービス	延日数 /月	計画値	1,941	2,018	2,099	2,842	2,842	2,842
		実績値	2,412	2,795	2,478	2,860	3,376	-
	実人数 /月	計画値	167	172	177	240	240	240
		実績値	206	236	227	265	292	-
保育所 等訪問 支援	延日数 /月	計画値	3	5	7	6	6	6
		実績値	1	1	3	3	12	-
	実人数 /月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1	2	8	-
障害児 相談支援	実人数 /月	計画値	30	32	34	35	40	45
		実績値	27	30	47	57	59	-

参考資料4

第1回障害者計画等策定懇話会
令和5年8月9日(水)

第5次障害者基本計画で新たに記載された主な内容(市町村関係)

計画書頁	【国】第5次障害者基本計画の位置づけ(11の分野)	【国】第5次障害者基本計画で新たに記載された内容
2	【はじめに】 本基本計画を通じて実現を目指すべき社会	<p>・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会</p> <p>・「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会</p>
4	【I 障害者基本計画(第5次)について】 4. 条約との関係 (1) 条約の概要 ③ 我が国の関連するこれまでの取組	<p>(前略)</p> <p>また、令和4(2022)年8月には、条約(障害者の権利に関する条約)の締約国として、国連ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表された。審査に際しては、「条約の実施を監視するための枠組み」である障害者政策委員会も、障害者権利委員会に対し我が国の取組の進捗状況や今後の課題に係る見解を提出するとともに、政府報告の審査にも参加し、我が国の施策の実施状況に係る説明を行った。</p>
7	【II 基本的な考え方】 2. 基本原則 (差別の禁止)	<p>(前略)</p> <p>我が国においては、平成28(2016)年4月から障害者差別解消法が施行された後、検討規定に基づく所要の見直しが行われ、令和3(2021)年6月に障害者差別解消法改正法が公布された。障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化され、その施行期日は、公布の日(令和3(2021)年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(令和6(2024)年4月1日)とされている。障害者差別解消法改正法の施行に向けては、政府全体の方針として改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和5年3月14日閣議決定)を受けて、各省庁において所管分野を対象とした対応指針の見直しや、各地方自治体における相談体制の整備を始めとした様々な対応が必要となる。これらの取組や国民全体への周知啓発といった施行前に必要となる準備を十分に行うことが求められる。</p>

計画書頁	【国】第5次障害者基本計画の位置づけ(11の分野)	【国】第5次障害者基本計画で新たに記載された内容
8	<p>3. 社会情勢の変化</p> <p>(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承</p>	<p>(前略)</p> <p><u>障害当事者の意見を取り入れた新国立競技場の整備、2度にわたる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)の改正、新しい学習指導要領における「心のバリアフリー」に関する記載の充実、一定規模以上のホテルにおけるバリアフリー客室の1%以上の整備義務化など、行動計画の取組を通じて「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」は大きく進展した。一方で、地方部における障害当事者の参画、人口減少や技術革新による非対面サービスの広がり起因する格差の拡大への対応や情報アクセシビリティの確保等といった、引き続き取り組むべき課題や新たな課題も指摘されている。</u></p> <p><u>2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにする事なく、日本全国に広げていくことが重要であり、これまでの取組が大会のレガシーとして大きく花開くよう、本基本計画においても引き続き横断的視点において「共生社会の実現に資する取組の推進」の一つとして社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を掲げ、具体的施策にも反映するとともに、「重点的に理解促進等を図る事項」として「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組む旨等を明記し、その実施状況を障害者政策委員会において評価・監視すること等を通じて、世界に誇れる共生社会の実現に向けた取組を推進していくこととする。</u></p>
9	<p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応</p>	<p>(前略)</p> <p><u>社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障害者やその家族等に対しても、「孤独・孤立対策の重点計画」(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)を踏まえた支援が必要となっている。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害者を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本基本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる。</u></p>
9	<p>(3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)</p>	<p>(前略)</p> <p><u>「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める旨を基本理念として掲げる本基本計画においても、その重要性に何ら変わるところはない。障害者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められる。</u></p>

計画書頁	【国】第5次障害者基本計画の位置づけ(11の分野)	【国】第5次障害者基本計画で新たに記載された内容
11	<p>4. 各分野に共通する横断的視点 (2) 共生社会の実現に資する取組の推進 ① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用</p>	<p>(前略) <u>バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ(注釈7・施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。)向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。</u></p>
16	<p>5. 施策の円滑な推進 (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進 ① 重点的に理解促進等を図る事項</p>	<p><u>障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人一人の命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック後も「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進める。</u></p>
18	<p>【Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向】 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止</p>	<p><u>障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組む。[1-(1)-1]</u></p>
19	<p>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進</p>	<p>障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、<u>事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行う。[1-(2)-1]</u></p>
20		<p><u>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組む。[1-(2)-4]</u></p>

計画書頁	【国】第5次障害者基本計画の位置づけ(11の分野)	【国】第5次障害者基本計画で新たに記載された内容
24	<p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進</p>	<p>障害者が安心して商品の購入やサービスを利用できるよう、事業者が電話や電子メール等多様な障害特性に配慮したサポートを適切に提供できるよう周知・啓発を行う。[2-(3)-8]</p>
25	<p>(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p>	<p>バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響信号機及びエスコートゾーンの整備を推進する。[2-(4)-8]</p>
27	<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>【基本的考え方】</p>	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する。</p>
30	<p>(4) 行政情報のアクセシビリティの向上</p>	<p>災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進する。[3-(4)-4]</p>
32	<p>4. 防災、防犯等の推進</p> <p>(1) 防災対策の推進</p>	<p>避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な福祉避難所の確保、避難所における障害特性に応じた支援(注釈30・必要な物資を含む。)と合理的配慮、福祉避難所への直接避難等が促進されるよう市町村の取組を促していく。</p>
32		<p>災害発生後も精神障害や発達障害など障害の特性により障害者が在宅に留まる場合に、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、在宅に留まる障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知に取り組む。[4-(1)-12]</p>
36	<p>5. 行政等における配慮の充実</p> <p>(2) 選挙等における配慮等</p>	<p>(前略)</p> <p>選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図る。[5-(2)-2]</p>

計画書頁	【国】第5次障害者基本計画の位置づけ(11の分野)	【国】第5次障害者基本計画で新たに記載された内容
39	6.保健・医療の推進 (1)精神保健・医療の適切な提供等	精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 <u>当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し</u> 、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。[6-(1)-7:再掲]
43	7.自立した生活の支援・意思決定支援の推進 【基本的考え方】	<u>障害者の望む暮らしを実現できるよう</u> 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。 また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。
47	(4)障害のあることにも対する支援の充実	<u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)に基づき、医療的ケアが必要な障害児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進する。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努める。</u> [7-(4)-5]
47		<u>こどもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障害児においても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進する。</u> [7-(4)-8]
53	8.教育の振興 (2)教育環境の整備	学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設については、 <u>令和2(2020)年度に定めた令和7(2025)年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備目標を踏まえ整備を推進することや、トイレの洋式化、自家発電設備を含む防災機能強化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努める。</u> [8-(2)-5]
55	(4)生涯を通じた多様な学習活動の充実	<u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年7月策定)等を踏まえ、公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。</u> [8-(4)-4]

計画書頁	【国】第5次障害者基本計画の位置づけ(11の分野)	【国】第5次障害者基本計画で新たに記載された内容
58	<p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>(3) 障害者雇用の促進</p>	<p><u>障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)により、個々の中小事業主における障害者雇用の取組を促進することに加え、既に認定を受けた事業主の取組状況を、地域における障害者雇用のロールモデルとして公表し、認定事業主の社会的認知度を高め、他社の参考とできるようにすることで、中小事業主全体で障害者雇用の取組が進展することを図る。[9-(3)-8]</u></p>
61	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>基本的考え方</p>	<p>全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活と<u>社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくること</u>に、地域における障害者スポーツの一層の普及に努め、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。</p>
61	<p>(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</p>	<p><u>共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害者差別解消法改正法により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進、地方公共団体における障害者による文化芸術活動に関する計画策定の促進を図る。[10-(1)-1]</u></p>